

台東区障害福祉サービス等従事者国家資格取得費用助成に関するQ&A

本事業について

<p>Q1 対象になる事業所を教えてください。</p>	<p>A1 台東区内で次の障害福祉サービス等を提供する事業所を運営する法人が対象です。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援 ただし、次の事業所は除きます。 基準該当障害福祉サービス、基準該当通所支援、共生型障害サービス、共生型通所支援の事業所、地方公共団体が設置する事業所（指定管理者が管理する事業所を含む）</p>
<p>Q2 対象者となる職員(従事者)を教えてください。</p>	<p>A2 都資格支援事業による助成対象となった従事者以外の従事者のうち、対象事業所に、3か月以上継続して就業し、かつ、交付申請日の属する年度の末日においても就業する予定である方が対象となります。</p>

申請について

<p>Q3 法人から職員への支出は、合否結果が出てから行っており、年度を越してから支出している。この場合、今年度として申請できますか。 (例)介護福祉士の合格発表が、3月25日なので職員への支出が次年度の4月になってしまった。</p>	<p>A3 法人から職員への支出は、職員が受験した年度内でなければ対象にはなりませんので申請できません。 (例)介護福祉士受験者の領収書が令和7年度内であっても法人から受験者への支出が、令和8年4月以降(令和8年度)になっている場合は、助成対象にはなりません。</p>
<p>Q4 法人から職員への支出を合否結果が出てから行っており、交付申請の段階で支出するか不明な場合には申請できますか。</p>	<p>A4 合否結果が出た後、補助対象期間内に支出ができるのであれば、申請できます。 なお、結果が不合格で支出しなかった場合でも、実績報告時に取下げの申請が必要となる事にご留意ください。</p>
<p>Q5 来年度受験予定の職員が購入している参考図書等を法人としても支援しています。 この場合、申請できますか</p>	<p>A5 申請できません。 今年度受験する職員が対象となるので、前年度に法人が支援したとしても対象にはなりません。</p>
<p>Q6 同一の事業所でサービス種別が異なる部署に所属する複数名が資格取得試験を受験する場合、区の制度に申請できますか。</p>	<p>A6 申請できます。 同一事業所で複数の障害福祉サービスを提供しており、それぞれの職員が、異なるサービス種別に従事している場合は、サービス種別ごとに申請可能です。 ただし、各サービス部門ごとに東京都が実施する「現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業」を利用し、交付予定額決定通知を受けている者がいることが条件ですので、ご注意ください。</p>
<p>Q7 1事業所でサービス種別が違う所属の職員が都の制度を利用します。また今年度は各サービス種別で複数名資格取得試験を受験する者がいます。申請書はサービス種別ごとになりますか？</p>	<p>A7 1法人で1申請です。 例)A事業所のXさんとYさん、B事業所のZさんが区の助成対象となり、支出予定額が、Xさんは12万、Yさんは10万、Zさんは7万の場合。 例)Xさん 120,000円×1/2=60,000円→交付申請額は50,000円 Yさん 100,000円×1/2=50,000円→交付申請額は50,000円 Zさん 70,000円×1/2=35,000円→交付申請額は35,000円 50,000円+50,000円+35,000円=135,000円 法人としては135,000円の交付申請で、内訳は対象の3人分の明細と領収証が必要となります。</p>
<p>Q8 職員に対して支出した費用は10万円を超えていますが、このような場合でも助成対象額は、5万円まででしょうか。</p>	<p>A8 助成額は、助成対象額の1/2で、上限額は5万円までです。 例)一人職員に対して法人が支払った助成額が11万円の場合 110,000円×1/2=55,000円となり 上限額が5万円であるので5万円の助成金を交付することとなります。</p>

対象資格について	
Q9 職員が同時受験（例：社会福祉士と精神保健福祉士の2つを受験）をする場合、複数の申請をしてもよいですか。	A9 2つ同時に申請はできません。対象従事者1名につき1種類の国家資格試験が助成対象となります。対象となる国家資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保育士）のうち、いずれか1資格を選択してください。保育士に限り年2回実施される受験料が対象となります。 なお、兼務による複数所属があった場合でも1人につき1申請までとなります。
Q10 領収書類の日付について、対象期間はありますか。	A10 法人助成の期間は、試験日が属する当該年度のものとなります。職員が令和7年度に受験する場合は、法人が支払った経費の領収書の日付が4月1日から翌年3月31日までのものが対象となり、上記の期間以外で法人が支払った経費は、助成対象外となります。
対象経費について	
Q11 銀行引落として領収書が手元にないです。何を提出したらよいでしょうか。	A11 通帳等銀行引き落としページのコピーと支払いに関連する案内通知文、パンフレット等金額の確認できる書類のコピーを印刷し提出ください。
Q12 講習会の受講開始が4月のため、受講料の納入期限が前年度でした。この場合は、助成対象となりますか。	A12 法人が支払いをした日付で判断します。法人が、助成対象期間外（昨年度中）に支払いをした場合は助成対象となりません。そのため、職員が、前年度中に支払をし、対象期間内（今年度中）に法人が本人に対して支払いをした場合は、助成対象となります。
Q13 PCサイトより対策講座などの受講を申し、クレジットカードで支払いをしました。 ・領収書が無く、代わりに『ご利用代金請求明細書』を提出したいのですが、他に必要な書類はありますか。 ・またポイントが付与されたのですが、どう処理したら良いでしょうか？	A13 A13 ・『ご利用代金請求明細書』の他に、『受講証』や『修了証書』など受講した資格の内容、代金の分かる書類の写しを、提出してください。 ・クレジットカードにより付与されたポイントは、区の助成対象から控除しませんので申告は不要です。
Q14 次の経費も対象になりますか。 ・受験申込書類の郵送料 ・受験用写真等に確認票に添付する写真代 ・受験料の振込手数料 ・講習会参加の際の交通費 ・合格後の免許登録税や登録手数料	A14 A14 いずれの経費も助成対象とはなりません。 その他の経費で不明な点がありましたら、事前にお問合わせください。
Q15 学習用のスマホアプリは助成対象ですか。	A15 A15 助成対象となります。購入したアプリ名、購入者名、購入金額、購入した日付が分かる箇所のコピーを提出してください。 例【購入済】の画面のコピー、通信会社の請求書の該当部分のコピー、引落とし口座の該当部分のコピー など
Q16 「介護職員初任者研修」は助成対象になりますか。	A16 A16 介護福祉士の資格条件ではないため助成対象にはなりません。
Q17 資格取得を目標とする教育訓練、養成学校等への入学金は、助成対象となりますか。	A17 A17 助成対象となります。
Q18 保育士の資格取得を目指している職員がいます。前年度中（令和4年度）に筆記試験は合格しており、今年度は免除されており、今年度は実技のみ受験する予定です。今年度支払ったピアノのレッスン料金と受験料は対象になりますか。	A18 A18 今年度受験するために受けたピアノレッスン料金と受験料は助成対象になります。ただし、法人が支払った経費の領収書の日付が今年度中のもの以外の経費は、助成対象外となります。 その他の経費で不明な点がありましたら、事前にお問合わせください。
対象者について	
Q19 交付申請後に申請者を別の職員に変更できますか。	A19 A19 変更できません。
Q20 非常勤・アルバイトは、申請できますか。	A20 A20 直接雇用している職員であれば、申請できます。

Q 2 1 地方公共団体が指定する施設職員は申請できますか。 ☑	A 2 1 申請できません。
Q 2 2 施設長などの管理者も申請できますか。 ☑	A 2 2 申請できます。
Q 2 3 交付申請後、同じ法人内で異動となりました。どんな手続きが必要ですか。	A 2 3 実績報告書の備考欄に交付申請時の所属事業所名を記入してください。
申請様式について	
Q 2 4 第1号様式-3『支払額等確認書』は、交付申請締切日までに、必ず提出しなくてははいけませんか。	A 2 4 交付申請書提出締切日までに、お持ちの対象経費の領収証のコピーを添付して提出してください。 ※交付申請書提出締切発生した経費の領収書は、別途提出するよう通知文の送付にてお知らせします。
Q 2 5 「振替払込請求書兼受領証」をなくしてしまいました。申請できますか。	A 2 5 第4号様式-3『受験手数料振替払込請求書兼受領書報告書』の理由欄に「紛失」と記入し、実績報告の際に「受験票のコピー」等受験した事実が確認できるものを提出してください。
Q 2 6 事業所ごとに支払金口座振替依頼書を提出し、助成金を受取るとは可能ですか。	A 2 6 支払金口座振替依頼書を複数提出することはできません。法人で1枚の作成になります。
Q 2 7 法人名義の口座でなく、事業所の施設長等の口座を振込先としたいのですが可能ですか。	A 2 7 区の提示した書式での『委任状』を提出すれば可能です。ただし、原則として同一法人内であることが前提で、この場合でも振込先は1法人1口座です。
Q 2 8 まだ支払いは済んでいないのですが、支払証明書の「法人支払日」には、支払予定日を記入し提出すればよいですか。	A 2 8 第4号様式-4別紙『支払証明書』は支払いを済ませたことを証明する書式となりますので、支払の済んでいないものは支払確定後に支払証明書を作成いただき、実績報告書と一緒に提出してください。
交付予定額について	
Q 2 9 交付予定額とは何ですか。	A 2 9 提出いただいた申請書を審査した後、助成金の交付予定額をお知らせします。なお、あくまで予定金額となっていますので、合否によって実績報告後の確定金額は変動します。
Q 3 0 実績報告で、交付予定額を超えて請求することは可能ですか。	A 3 0 いかなる理由であっても、交付予定額を超えての請求はできません。
実績報告・請求について	
Q 3 1 交付申請時に領収書類を提出したのですが、実績報告時にも提出しますか	A 3 1 実績報告時に提出した書類も含め、すべての領収書をご提出ください。そのため交付申請時に提出された領収書についても保管をお願いします。なお未提出の場合は経費として認められない場合がありますのでご注意ください。
Q 3 2 申請した対象者が退職してしまいました。どうすればよいですか	A 3 2 法人がその退職者に試験料等支払いをしていても、年度末時点で退職している場合は助成できません。第4号様式『実績報告書』に対象者名・所属事業所名・受験結果を記入し、退職欄に○を記載し、実績報告額を0円と記載してください。
Q 3 3 交付申請の際に提出した第1号様式-2『交付申請額内訳書』の「事業計画及び経費見込内訳」の事業計画内訳は変更可能ですか。	A 3 3 助成額の範囲内で内訳の変更は可能です。実績報告時に、第4号様式-2『実績報告額内訳書』の「1事業実績及び経費内訳」に実際の経費を記入してください。 ただし、助成額の上限額はすでに通知している交付予定額となります。

<p>Q34 法人が当初より負担をした場合（対象者個人が支払いをしていない）、第4号様式-4別紙『支払証明書』等の記入は、どうしたらよいですか。</p>	<p>A34 ・領収書の宛名が法人名の場合、該当の対象経費については第4号様式-4別紙『支払証明書』の記入は不要です。領収書は宛名の法人記載を確認の上、第4号様式-4『支払額等確認書』に添付し、提出してください。 ・領収書の宛名が個人で、法人が直接振込をした場合、該当の対象経費については、『支払証明書』の提出は不要です。領収書類の余白に「法人直接払い」と明記し、第4号様式-4『支払額等確認書』に添付し、提出してください</p>
<p>Q35 不合格の場合、どうしたらよいですか。</p>	<p>A35 ・法人が支出をする場合、受験手数料のみ助成対象です。 ・法人が支出をしない場合、第4号様式『助成金実績報告書』の「実績報告額」欄を0円とし、備考欄に「法人支出なし」と記入してください。</p>
<p>Q36 不合格の場合、次年度も申請することは可能ですか。</p>	<p>A36 申請可能です。 今年度不合格の方が次年度に受験された場合でも次年度の助成対象として申請いただけます。ただし、次年度分についても各事業所で東京都の実施する「現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業」の交付予定額決定通知を受けている者がいることが条件となります。</p>
<p>合格証について</p>	
<p>Q37 合格証の取扱いについて教えてください。</p>	<p>A37 合格証は原本ではなく写しをお送りください。登録証の送付は不要です。</p>
<p>Q38 合格証の提出が間に合いません。どうしたらよいですか。</p>	<p>A38 『受験票』の写しと、試験センターホームページの合格者発表に載っている該当の受験番号のコピーを『合格証』の代わりに提出してください。 その後『合格証』が届き次第、早急に障害福祉課まで郵送してください。</p>
<p>その他</p>	
<p>Q39 様式に誤って記入した場合、修正テープを使用してもいいですか。</p>	<p>A39 修正テープは使用せず、作成し直すか、訂正印を押印のうえ記入し直して提出してください。</p>
<p>Q40 「教育訓練給付金」を受けました。この場合、助成対象となりますか。</p>	<p>A40 教育訓練給付金の該当経費（入学金と受講料1年分）以外については、助成対象となります。資格取得の受験料、図書費用、教育訓練の補講費等は、助成対象となります。</p>
<p>Q41 申請を取下げること（全部又は一部）は可能ですか。</p>	<p>A41 取下げは可能です。全てを取り下げる場合でも、4号様式『助成金実績報告書』の備考欄に「取下げ」とその理由を記載し提出してください。</p>
<p>Q42 申請後、姓が変更になりました。届出は必要ですか。</p>	<p>A42 4号様式『助成金実績報告書』の対象者名に新しい名を記入いただき、備考欄に旧姓を記していただき、免許証等、姓変更の経緯がわかる証明書（コピー）を添付してください。</p>